

耐震構造委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「建築住宅センター」という。）が行う耐震診断業務及びそれに関連する業務並びに耐震改修計画の評定業務等の内容を審査する耐震構造委員会（以下「委員会」という。）を設置するため、必要な事項を定める。

(委員会の構成)

第2条 委員会は10名以上、12名以内の委員で構成し、建築住宅センター理事長が選任のうえ委員会へ報告する。

- 2 委員は大学若しくは高等専門学校において、建築構造に関し准教授以上の職にあり、又はあった者（以下「学識経験者」という）、並びに建築構造に関し10年以上の実務を有する者（以下「実務経験者」という）から構成する。

(委員会の委員長)

第3条 委員会には委員長を置き、委員長は委員が互選する。

- 2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員、委員長が指名できない場合は、委員が互選する委員が職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年以内とし、再任は妨げない。

- 2 補充する委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期満了の場合においても、次期委員の選任までの間は、委員として職務を行うものとする。

(委員会の成立)

第5条 委員会は委員の2分の1以上かつ学識経験者2名以上の出席で成立する。

(耐震診断判定部会及び耐震改修評定部会の設置)

第6条 委員会の業務を補助するため、委員会の下に耐震診断判定部会及び耐震改修評定部会を設置する。

- 2 部会委員の任期は、第4条を準用する。
- 3 それぞれの部会の要領は別に定める。

(委員会の業務)

第7条 委員会は、建築住宅センターが行う耐震診断業務及びそれに関連する業務並びに耐震改修計画の評定業務について技術審査を行うほか、建築住宅センター理事長からの依頼により委員会で認められた業務を行う。

(耐震診断、耐震改修の基準)

第8条 委員会は次の各号の基準に基づいて耐震診断を審査する。

- ① 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 (一般財団法人日本建築防災協会)
- ② 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断基準 (一般財団法人日本建築防災協会)
- ③ 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 (一般財団法人日本建築防災協会)
- ④ 国土交通省告示第184号
- ④ 屋内運動場等の耐震性能診断基準 (文部科学省大臣官房文教施設部)
- ⑤ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (一般財団法人建築保全センター)
- ⑦ その他委員会で認めたもの

(秘密の保持)

第9条 委員は、委員会における審査資料及び審査内容について、その秘密を保持するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成8年8月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年11月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

- 4 この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。